

第20章 司法(機関)に反する罪

第1節 背任の罪

第446条 不正な判決または裁定(*resolución)を、知って、言い渡した(一人制裁判所)裁判官(juez)または上級裁判官(*magistrado)は、次の刑に処せられる:

1. 重罪または準重罪の刑事訴訟において被告人に対して不正な判決を下し、その判決が執行されなかった場合は、1年から4年の禁固刑。執行された場合は、その下限を上下限の差分の半分上回らせた同じ刑、および、12月から24月の罰金刑。両方の場合、さらに、10年から20年の絶対的公権剥奪刑が科される。
2. 軽罪の刑事訴訟において被告人に対して不正な判決を下した場合は、6月から12月の罰金刑、および公雇用または公職について6年から10年の個別的公権剥奪刑。
3. 他のいかなる不正な判決または決定を下したときは、12月から24月の罰金刑、および公雇用または公職について10年から20年の個別的公権剥奪刑。

(訳者注:裁判官/裁判所の resolución(判断、裁判。ここでは裁定と訳した。)には、sentencia(判決)、auto(決定)、providencia(命令)がある。)

(訳者注:Magistrado(上級裁判官)とは、県控訴院以上の裁判所の裁判官を指す。)

第447条 重過失または非免責的不知により、明らかに不正な判決または裁定を下した(一人制裁判所)裁判官または上級裁判官は、公雇用または公職について2年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第448条 適法な理由を主張しないで、法の不明瞭さ、不十分さ、または、沈黙を口実として、裁判することを拒否した(一人制裁判所)裁判官または上級裁判官は、公雇用または公職について6月から4年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第449条 ① 司法において悪意の遅延に有責な(一人制裁判所)裁判官、上級裁判官または裁判所書記官は、前条に示されるのと同じ刑に処せられる。なんらかの不正な目的を達成するために引き起こされた遅延は、悪意の遅延と解される。

② 遅延が前項で述べられた者以外の職員に帰されるときは、その者に上記の刑が、その上限を上下限の差分の半分下回らせて科される。

第2節 犯罪防止義務またはその追求発起義務不作為の罪

第450条 ① 人の生命、身体または健康、自由または性的自由に影響する犯罪の実行を、緊急な介入で、かつ、自己または他人の危険なしに阻止できて、阻止しな

かった者は、犯罪が生命に対するものだった場合は、6月から2年の禁固刑に処せられ、その他の場合は、6月から24月の罰金刑に処せられる。ただし、阻止されなかった犯罪に同じまたは低い刑が対応した場合を除く。この場合は、上記の刑より1または2段階低い刑が科される。

② 前項に規定される犯罪のなんらかを阻止するために、および、その差し迫ったまたは現実の実行を知らせるために当局またはその職員に、（訴えることが）可能であって、訴えない者は、同じ刑に処せられる。

第3節 蔵匿の罪

第451条 犯罪の実行を知って、かつ、それに主犯または幫助として介入してなくて、事後に、次の態様のなんらかでその遂行に介入する者は、6月から3年の禁固刑に処せられる：

1. 自己の営利目的でなく、主犯または幫助犯が犯罪の利益、製品または対価から恩恵を受けるために、それらを助ける。
2. その発見を阻止するために、罪体(*cuerpo del delito)、犯罪の結果物または道具を隠匿、変更または無効化する。
3. 次の事由のなんらかが伴う場合で、犯罪の被疑者が当局またはその職員の捜査を回避するのを、または、その捜索または逮捕から逃れるのを助ける：
 - a) 蔵匿された行為が、反逆、王、その尊属または卑属のいかなる者、配偶者たる王妃、王妃の配偶者、摂政または摂政職のなんらかの構成員の殺人、または、王室の（相続）皇太子の殺人、ジェノサイド、人道に反する犯罪、武装紛争の場合に保護される人または財物に反する犯罪、反乱、テロリズム、海賊行為、人身売買または臓器の違法取引を構成する。
 - b) 便宜供与者が、公的機能を濫用して行為した。この場合、蔵匿された犯罪が準重罪だった場合は、自由剥奪刑に加えて、公雇用または公職について2年から4年の個別的公権剥奪刑に処せられ、重罪の場合は、6年から12年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。

（訳者注：罪体(cuerpo del delito)とは、犯罪の実行に用いられた対象または手段を意味する。犯罪構成事実（物））

第452条 いかなる場合においても、蔵匿された犯罪に規定される刑を越える自由剥奪刑を科すことはできない。蔵匿犯罪が他の性質の刑に処せられた場合は、自由剥奪刑は、6月から24月の罰金刑で代替される。ただし、蔵匿犯罪にこれと同等または低い刑が規定されている場合を除く。この場合は、有責者には当該刑がその上限を上下限の差分の半分下回らせて科される。

第453条 本節の規定は、蔵匿された行為の行為者に責任がない場合でも、または、刑を個人的に免除されている場合であっても適用される。

第 454 条 配偶者、または、愛情と同様な関係により安定的に結びついている者、あるいは、自然血縁、養子縁組によるなんらかの尊属、卑属または兄弟姉妹または同じ親等の姻族は、隠匿者に科される刑を、第 451 条第 1 号のケースに包含されている隠匿者を除いて、免除される。

第 4 節 自己の権利の恣意的実現の罪

第 455 条 ① 自己の権利実現のために、適法な手段以外で行為して、物に暴力、威嚇または実力を行使した者は、6 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

② 威嚇または暴力のために武器や危険物を使用した場合は、等級の高い刑が科される。

第 5 節 虚偽告訴・告発および犯罪偽装の罪

第 456 条 ① その虚偽または真実に対する無謀な無視を意識して、なんらかの人に、確かであれば刑事犯罪を構成するであろう事実の責めを負わせた者は、この告発が調査着手義務のある司法または行政職員になされた場合、次の刑に処せられる：

1. 重罪を告発した場合、6 月から 2 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑。
2. 準重罪の場合、12 月から 24 月の罰金刑。
3. 軽罪の場合、3 月から 6 月の罰金刑。

② 告発者または告訴者に対しては、告発された犯罪を審理した裁判官または裁判所の却下または棚上げの確定判決または確定決定の後でなければ（訴追）着手できない。裁判官または裁判所は、主たる訴訟事件から告発虚偽の十分な嫌疑がもたらされる場合、職権で告発者または告訴者に対する（訴追）着手を命じる。ただし、被害者の事前の告発で訴追され得ることを害しない。

第 457 条 訴訟手続を引き起こして、前条に規定される職員のなんらかに、刑事犯罪の有責者または被害者であると偽装した、または、存在しない犯罪を告発した者は、6 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

第 6 節 虚偽証言の罪

第 458 条 ① 訴訟事件においてその証言で真実を欠いた証人は、6 月から 2 年の禁固刑および 3 月から 6 月の罰金刑に処せられる。

② 犯罪の刑事訴訟において被告人に対して虚偽の証言がなされた場合、刑は 1 年から 3 年の禁固刑および 6 月から 12 月の罰金刑となる。証言の結果、有罪判決が言い渡された場合は、1 段階高い刑が科される。

③ 虚偽証言が、スペイン憲法に従って適法に批准された条約によって、それ（憲法）に由来する権限を行使する国際裁判所でなされた場合、または、ある外国裁判所により発せられた司法共助要請によって証言した時になされた場合は、同じ刑が科される。

第 459 条 前数条の刑は、その意見書または通訳において悪意で真実を欠いた専門家または通訳者には、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。これらの者は、さらに、職業または職務、公雇用または公職について 6 月から 2 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 460 条 証人、専門家または通訳者が、真実に実質的に背くことなく、ためらって、不正確に、または、それらの者に知られていた重要な事実またはデータを黙殺して、真実を変更したときは、6 月から 12 月の罰金刑および、場合に応じて、公雇用または公職について 6 月から 3 年の停止刑に処せられる。

第 461 条 ① 虚偽の証人または偽の専門家または通訳者を知って出廷させる者は、前数条でそれらの者に規定される刑と同じ刑に処せられる。

② 本罪の有責者が、職業行為またはその職務の行使において、弁護士、訴訟代理士、社会科学学位資格者 (graduado social) または検察庁の代表者であった場合は、刑は、各場合で、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科され、また、職業または職務、公雇用または公職について 2 年から 4 年の個別的公権剥奪刑が科される。

第 462 条 刑事訴訟で虚偽の証言をした場合で、問題の裁判で判決が言い渡される前に効果が出るように真実を明らかにして、適時にしかるべく、撤回する者は刑を免除される。虚偽証言の結果、自由剥奪刑が引き起こされた場合は、1 段階低い対応する刑が科される。

第 7 節 司法妨害および職業上の不実の罪

第 463 条 ① 適法に呼び出され、正当な理由なく、口頭審理裁判の中断を誘発して、仮拘禁中の被告人がいる刑事訴訟において裁判所に自発的に出頭しなかった者は、3 月から 6 月の禁固刑または 6 月から 24 月の罰金刑に処せられる。警告されて、仮拘禁中の被告人がいない刑事訴訟に 2 回出頭せず、口頭審理裁判中断を誘発した、または、しなかった者は、6 月から 10 月の罰金刑に処せられる。

② 本罪の有責者が、職業行為またはその職務の行使において、弁護士、訴訟代理士または検察庁の代表者であった場合は、刑は、各場合で、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科され、また、職業または職務、公雇用または公職について 2 年から 4 年の個別的公権剥奪刑が科される。

③ 本条第 1 項の場合で、中断が、裁判官または裁判所職員あるいは裁判所書記官の機能を行使する者の不出廷の結果、引き起こされた場合は、3 月から 6 月の禁固刑または 6 月から 24 月の罰金刑が科され、また、いずれにしても、2 年から 4 年の個別的公権剥奪刑が科される。

第 464 条 ① 告発者、被告発者、弁護士、訴訟代理士、専門家、通訳者または証人である者に、その訴訟行為を修正させるため、直接または間接に暴力または威嚇

を持って影響を及ぼそうとした者は、1年から4年の禁固刑および6月から24月の罰金刑に処せられる。

行為者がその目的を達した場合は、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

② 前項で述べた者の裁判における行為により、それらの者に対する報復として、生命、身体、自由、性的自由または財物に対して何らかの侵害行為を行った者には、同じ刑が科される。ただし、そのような行為が構成する犯罪に対応する刑を害しない。

第465条 ① 弁護士または訴訟代理士として裁判に介入し、その職務を濫用して、その資格で移転を受けた文書または訴訟記録を破壊、無効化または隠蔽する者は、6月から2年の禁固刑、6月から12月の罰金刑およびその職業、公雇用または公職について3年から6年の個別的公権剥奪刑が科される。

② 本条前項に規定される行為が私人により行われた場合は、刑は3月から6月の罰金刑となる。

第466条 ① 司法当局によって秘密と宣告された訴訟行為を漏洩した弁護士または訴訟代理士は、12月から24月の罰金刑および公雇用または公職、職業または職務について1年から4年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 前項に規定される行為が、訴訟に介入する他のいかなる私人によってなされた場合は、刑はその上限を上下限の差分の半分下回らせて科される。

第467条 ① ある者の弁護または代理を引き受けて、その者の同意なしに、その事件で対立する利益を有する者を弁護または代理する弁護士または訴訟代理士は、6月から12月の罰金刑およびその職業について2年から4年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 作為または不作為で、明示的に委任を受けた利益を損なう弁護士または訴訟代理士は、12月から24月の罰金刑および公雇用または公職、職業または職務について1年から4年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

重過失で当該行為がなされた場合は、6月から12月の罰金刑およびその職業について6月から2年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第8節 刑の違背の罪

第468条 ① 自己の刑、保安処分、拘禁、保全処分、護送または監視に違反した者は、自由剥奪されていた場合は、6月から1年の禁固刑に処せられ、また、その他の場合は、12月から24月の罰金刑に処せられる。

② いずれにしても、本法第48条に規定される刑、保全処分または被害者が第173条の2に係わる人のなんらかである刑事訴訟で科された同じ性質の保安処分に違背した者、同様に、監視付き釈放処分に違背した者には、6月から1年の禁固刑が科される。

第 469 条 人に暴力または威嚇あるいは物に実力を加え、または、暴動に加担して、収容されている場所から逃亡した（有罪）判決を言い渡された者または受刑者は、6 月から 4 年の禁固刑に処せられる。

第 470 条 ① 有罪判決を受けた者、受刑者または拘留者に、収容されている場所から、または、その護送中に逃走を提供した私人は、6 月から 1 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

② そのために、人に暴力または威嚇を、あるいは、物に実力を、もしくは、賄賂を使った場合は、刑は 6 月から 4 年の禁固刑となる。

③ 第 454 条に規定される者のなんらかの場合は、3 月から 6 月の罰金刑が科される、この場合、裁判官または裁判所は、発生した損害、または、行使された威嚇または暴力に対応する刑のみを科することができる。

第 471 条 有責者が、有罪判決を受けた者、受刑者または拘留者の護送または監視担当の公務員であった場合、それぞれの場合において、1 段階高い刑が科される。当該公務員は、さらに、逃亡者が執行力のある判決により有罪判決を受けていた場合は、公雇用または公職について 6 年から 10 年の個別的公権剥奪刑に処せられ、その他の場合は、公雇用または公職について 3 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 9 節 国際刑事裁判所の司法に反する罪

第 471 条の 2 ① 国際刑事裁判所に関して、その裁判所の手続きおよび証拠の法規範および規則に従って真実を述べる義務があつて、意図的に、その証言において真実に欠けた証人は、6 月から 2 年の禁固刑に処せられる。偽りの証言が被告人に反してなされた場合は、刑は 2 年から 4 年の禁固刑となる。証言の結果、有罪判決が言い渡された場合は、4 年から 5 年の禁固刑が科される。

② 国際刑事裁判所に関して証拠を、それが虚偽である、または、偽造されていることを知って、提出した者は、本条前項に規定される刑に処せられる。

③ 国際刑事裁判所に関して意図的に証拠を破壊または改ざんした、あるいは、証拠調べに介入した者は、6 月から 2 年の禁固刑および 6 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

④ 国際刑事裁判所に関して証人を買収した、その出頭または証言を妨げた、または、それらに介入した者は、1 年から 4 年の禁固刑および 6 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

⑤ 当該裁判所の職員を、その職務を果たさないように、または、不当に行なうように強制または誘導するために、妨害した、買収した、または、威嚇した者は、1 年から 4 年の禁固刑および 6 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

⑥ 国際刑事裁判所の職員に対して、その者または他の職員が行なった職務を理由として、報復した者は、1 年から 4 年の禁固刑および 6 月から 24 月の罰金刑に処せ

られる。同じ刑が、ある証人に対して、当該裁判所でのその証言のために、報復した者に科される。

⑦ 当該裁判所の職員の資格で、かつ、その公的機能の関連で、賄賂を要求または受領した者は、2年から5年の禁固刑、および、要求または受領した賄賂の価額の同額から3倍の罰金刑に処せられる。